大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第５条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

　当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに大阪府知事に意見書を提出することができる。

　　令和６年２月26日

大阪府知事　吉村　洋文

１　届出の概要

1. 大規模小売店舗の所在地及び名称

富田林市中野町一丁目110番１ほか

（仮称）コープ富田林中野町店

1. 大規模小売店舗を設置する者の住所並びに名称及び代表者の氏名

　堺市堺区南花田口町二丁２番15号

　大阪いずみ市民生活協同組合

　　代表理事　勝山　暢夫

1. 大規模小売店舗において小売業を行う者

　大阪いずみ市民生活協同組合ほか

1. 大規模小売店舗の新設をする日

　令和６年10月６日

1. 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

　4,225平方メートル

1. 駐車場の収容台数

　184台

1. 駐輪場の収容台数

　121台

1. 荷さばき施設の面積

　189.0平方メートル

1. 廃棄物等の保管施設の容量

　23.4立方メートル

(10)　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

　 開店時刻　午前９時

　 閉店時刻　午後８時50分

(11)　来客が駐車場を利用することができる時間帯

　午前８時30分から午後９時まで

(12)　駐車場の自動車の出入口の数

　　　　２箇所

(13)　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

　午前６時から午後９時まで

２　届出年月日

　　令和６年２月５日

３　届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

1. 縦覧の期間

　令和６年２月26日から同年６月26日まで

1. 縦覧の場所

　大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

　大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課

富田林市桜ケ丘町２番８号

富田林市産業まちづくり部商工観光課

４　意見書の提出先

　　〒559-8555 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

　　（TEL（06）6210-9497）

　　大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課